

赤穂市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 市のスポーツ行政について、今後5年間を見通した目標と基本方針を定める。
また、5年間に取り組むべき具体施策について示した「赤穂市スポーツ推進計画」を作成するため、赤穂市スポーツ推進計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、計画策定に係る情報を収集・分析し、素案を作成する。また、教育委員会の要請に応じて、赤穂市のスポーツ推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員18人以内で組織する。
2 検討委員は、スポーツ推進計画に関し、広く高い見識を有する各種団体の代表者や学識経験者による市民代表のうちから教育委員会が委嘱する。

(運営)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
4 検討委員の任期は、委嘱をした日から平成24年3月末日までとする。
5 補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員の会議は、委員長が招集し議長をつとめる。

(幹事)

第6条 検討委員会に幹事を置き、赤穂市教育委員会事務局職員をもって充てる。
2 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(意見聴取)

第7条 検討委員会において必要があると認めたときは、検討委員会の構成委員以外の

者を会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶 務)

第 8 条 検討委員会の庶務は、赤穂市教育委員会スポーツ振興課において処理する。

(補 則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 3 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

赤穂市スポーツ推進計画策定の趣旨及び位置づけ等について

1. 計画策定の趣旨

今日の社会環境の変化に伴い、市民のスポーツに対する目的や内容は年々多様化してきており、赤穂市のスポーツを取り巻く状況は、子供の体力向上や生涯・競技スポーツの活性化、体育施設の充実やスポーツ指導者の育成など多くの課題を抱えています。

こうした背景を踏まえ、市民生活に活力やうるおいをもたらし、夢や感動を与える生涯スポーツを推進し、赤穂市にある豊かな自然や人などの地域資源を活かしながら、市民がそれぞれの目的、年齢、体力に応じてスポーツを楽しみ健康で豊かな生活を送ることのできるように、赤穂市スポーツ推進計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

平成23年7月27日にスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行期日を定める政令（平成23年政令第231号）が公布され、平成23年8月24日からスポーツ基本法が施行されました。スポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものです。

都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画（平成23年法律第78号）を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）を定めることとしており、スポーツ基本計画に基づく「生涯スポーツ社会」の実現を踏まえ、「赤穂市総合計画」及び「赤穂市教育振興基本計画」に示すスポーツ施策をより具現化するものとして位置づけます。

3. 計画の期間

赤穂市スポーツ推進計画の期間は、「赤穂市総合計画」及び「赤穂市教育振興基本計画」を踏まえて、平成23年度から平成27年までの5年間とします。